

英国における中流独立住宅の平面構成

英国の住宅に関する研究—3

河野 泰治*・益田 信也*・河野 孝子**

Case Study on the Principles of the House Planning for
the Middle-Class Detached Houses in Britain
A Study of British House & Home—No. 3

Yasuharu KAWANO, Shinya MASUDA and Takako KAWANO

Synopsis

The detached house and the semi-detached house are the influential types of modern English houses for the middle class.

This report attempts to analyze the planning principles of those sitting rooms which form the ground floor of the house, based on the case study of two houses' plans—one of the detached houses and one of the semi-detached houses at Shenfield, Brentwood, Essex near London. In addition, the relations between housing plan types or orientations and shapes of lots for the houses will be discussed.

This report follows the former one. The relations between the name of the room and its function, especially for the sitting rooms—parlour, living room, drawing room and dining room are clarified.

key words: the English house, semi-detached house, sitting room, parlour, living room, chanoma (茶の間), drawing room, dining room, front yard.

1. はじめに、研究の目的

英国における現代の典型的な中流階層の独立住宅の形式は、デタッチトハウスとセミデタッチトハウス（戸建てと一棟二戸・二戸一住宅）といえよう。これらは歴史的には、中世以降の三つの階層に対応する住宅、Castle, Manor House, Cottage のうち後二者の流れを汲むものとみられている。その特徴は、2階建てで1階を家族共用の公室とし、2階を寝室群とするパターンに統一されていること、特にセミデタッチトハウスは今世紀両大戦間に圧倒的な戸数が建設され、現存するセミデタッチトハウスの大半が、この時期に投機的不動産・建設業者によって開発された住宅地に建設されたものである。現在セミデタッチトハウスは全住宅ストックの33%，デタッチトハウスは20%を占めている¹⁾。

本報告では、このデタッチトハウスとセミデタッチトハウスを対象に、英国における住宅平面の特質・平面構成の原理を探り、あわせて我が国の今後の住宅計画への示唆を得ることを目的とし、前2報に続くものである。

2. 方 法

前報では、中流独立住宅について、特に1階平面を形成する主要な諸室—hall, parlour, drawing room, dining room および living room を主対象に、その呼称や空間機能・用途について、文献による分析的な考察を加えた。

ここでは、1993年度1年間暮らしたエセックス州ブレントウッド市のデタッチトハウス（以下住宅Aとする）について、配置・平面とそこでの生活体験、住まい方・使い方を基に考察する。隣家のセミデタッチトハウス

*建築設備工学科 **佐賀大学非常勤講師
平成8年9月30日受理

(以下住宅B)を参考に加える。なお、この2つの住宅を含めた、この地域の住宅地としての開発・住宅建設は、1920~30年代である。

こうした独立住宅の平面計画は、住宅内での生活だけに規定されるのではなく、住宅の外部空間とも強く関連している。つまり、住宅の平面構成を特徴づける大きな要因のひとつに、前面道路の性状や宅地割り、宅地構成があげられる。したがって、住宅地の構成についての考察を行った上で、これとの関連を踏まえて住宅平面構成、とりわけ1階の諸室について、各部屋の機能・用途と諸室相互の関係性に注目して考察を進める。

3. 住宅地の構成——形態と都市計画史的背景

考察の対象となる住宅は、ロンドンの東約30kmに位置する郊外住宅地である“the Barough of Brentwood”に属している。紀元前55年に侵入したローマ軍によるRoman Roadがロンドンから東の古都コルチェスターに延びているが、今なおこの道が町を貫通し、交通の要所として18世紀末以降急速に発展した町である。1843年にEastern Counties Railwayの開通により加速し、現在約160km²、人口75,000人である。

住宅周辺の道路や宅地割、住宅等を含めた実測図を図1に示す(図中星印が住宅A)。宅地に接する道路網は様々な方向を向いて構成されている。南北にほぼ一直線に伸びているWORRIN ROADや湾曲したCRESCENT ROADは共に住区内通過交通ができるだけ減少させるよう上位の地区分散道路(District Distributor)に導く機能を果たす局地分散路(Local Distributor)であると同時に宅地がとりつく区画道路・出入口路(Access



図1 対象住宅周辺の見取図

Road)に位置づけられる。袋小路になっているWORRIN CLOSEは出入口路である。

この住宅地が投機的不動産・建設業者によって開発された前後の時期は、歐米で注目すべき住宅や居住地計画の理論・提案がなされ、また実施された時代であった。こうした計画理論が対象とする住宅と居住地計画に色濃く投影されている。ここでは本論に直接関連する6つの事項について検討しておく。

まずひとつは、環境衛生対策とのからみである。二度にわたるコレラの蔓延に対し、英國ではいち早く1848年に町の衛生状態の改善を旨とする公衆生活が成立した。それは給・排水、下水道、清掃等を自治体の地方衛生局の責務とすることや、住宅には水洗便所か汚水留めのいずれかを備えた屋外便所を設けること、後(裏)庭での豚などの飼育を禁止すること等を勧告している。

第2は、E.ハワードによる提案「明日の田園都市」(1899年)の影響である。これは当時のロンドンの過密・居住環境悪化に対して、人口と都市機能の分散を図り、その受け皿として緑地帯で分離された一定規模の町をつくることを目標にしたものであった。そしてその町を、日常生活を自足的に満たす諸施設が配された一つの近隣社会を形成する、都市と田園とが結合した田園都市とした。この提案は、レッチワース(1904年)、ウェルウィン(1919年)の2つのニュータウンとして実現し、多くの国における都市計画に多大な貢献をもたらした。

この流れはロンドンとの位置関係からこの町の住宅地計画にも適用されたと考えられる。図2はロンドン周辺のニュータウンの位置図である。レッチワース、ウェルウィンの2つの田園都市を含め、その後数多く建設されたニュータウンは、いずれもロンドンのグリーン・ベルト・リングの外周に沿って、ほぼ30~50km圏に位置している。このグリーン・ベルトに接するプレントウッド市のすぐ北、南にはハーローとバジルドン・ニュータウンが配されている。

第3は、住区の構成と道路システムについてである。まずは1924年にアメリカのC.A.ペリーによって提唱され、以後、英國のニュータウンを始め我が国の戦後の香里、千里ニュータウン計画などの基礎的な理論となつた「近隣住区論」との関連である。これは小学校区を日常生活の単位・近隣住区とし、幹線道路を校区境界にし、住区内から通過交通を排することなどを骨子にしている。この原理を受けて、1928年にはアメリカ・ニュージャージー州のラドバーンにおいて、後にラドバーン・システ

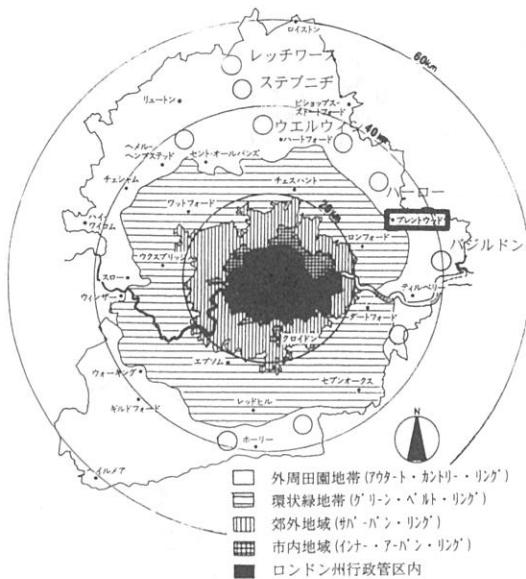


図2 ロンドンと周辺のニュータウン(○印)・ブレントウッド市の位置

ムと呼ばれる、歩・車それぞれの専用道路を別個のネットワークとする方式が採用された。自動車は袋小路・クルドザック(cul-de-sac)を通って住宅に達し、歩行者は住宅の裏側の緑地を縫う歩行者専用道路によって、通過

交通を横切ることなく公共施設に至ることができるというシステムである。

図3は、ブレントウッドの住宅地の2万5千分の1の地図である。C. A.ペリーの「近隣住区論」ほど明確ではないが、(あるいは異次元であるが)明らかに幹線・補助幹線道路による住区構成の萌芽が見てとれる。専用歩道はないものの、図1でみたWORRIN CLOSE同様の袋小路も少なくない。

第4は、道路の規格・幅員についてである。英国で最初の住宅関連法は“the London building Acts. 1894”である。後に地方法によって代わられたが、健康や防火などの面でも、先述した公衆衛生法の理念に支えられ、地主や不動産開発業者に地域計画、道路計画の規準を遵守させるものとなった。ここで示された道路規準は、幅員40フィート(12.2m)、歩道20フィート(6.1m)以下を認めないとするものであった²⁾。

考察の対象とする住宅A、Bの前面道路と前庭の断面図(図4)によれば、WORRIN ROADは道路幅員12.5m、歩道6.5mで、まさにこの道路規準に従っていることがわかる。

次に第5に、こうしたゆったりした歩道に加えて奥行きの深い前庭がいかにして確保されたかについては、住宅の南北隣棟間隔という計画概念によると考えられる。

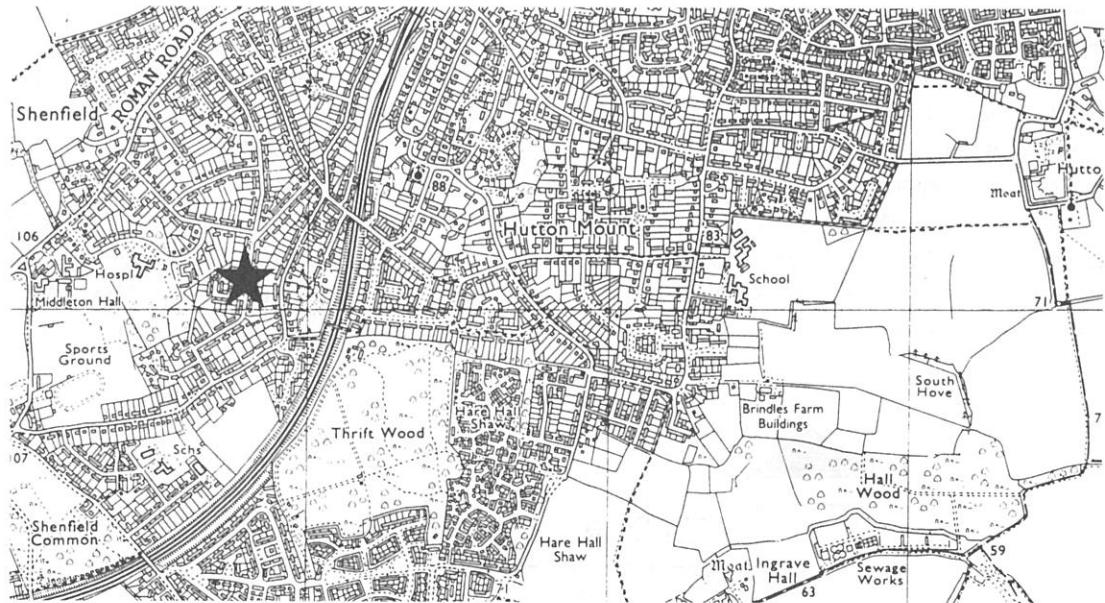


図3 住宅地1/25,000地図(星印住宅A)

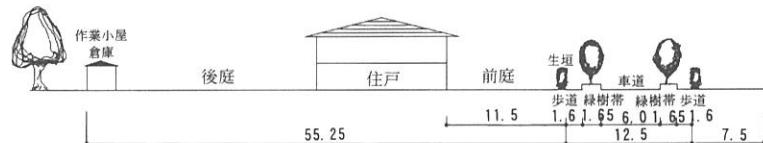


図4 住宅Aの敷地・前面道路断面（メートル）

住宅の棟と棟との必要な間隔を決定する要因としては、日照や通風などの物理的なものと道路などからの視覚的距離の確保等といった心理的な要因など様々なに考えられよう。そして、逆にこの隣棟間隔次第で建物の壁面や開口（窓や扉）のとり方、間取りも異なってくる。

住まいに日照を採り入れることについては、太陽高度が最も低くなる冬至を基準とした南北隣棟間隔という規準が1918年の「チューダーウォルターズ報告」で示されている（図5）。この住宅規準に関する報告によると標準的二階建では70ft（約21m）必要で、「70フィート則」として適用されてきた³⁾。住棟間にアプローチ道路を設けてかつ、南北隣棟間隔を確保するには、道路幅員9.5mと道路から相対する住宅の玄関口までの距離（つまり前庭の奥行き）をそれぞれ6.1mとらねばならないことを図6は示している⁴⁾。隣棟間に道路がなく庭続きの場合には、それぞれの庭（後庭）の奥行きは35ft（11.5m）必要となる。この「70フィート則」は南北に限らない隣棟間隔として一般に採用されたと考えられる。ひとつには、東西からの日照・採光も緯度が高い英國にあっては軽視しがたいことと、住宅の前後2方向に位置する庭との関係も重要だからである⁵⁾。

考察の対象とする住宅AやBでは、前面道路が南北軸であるから、東西間隔となるが「70フィート則」を十分クリアしていることは明白である。すなわち、道路幅員12.5m、住宅Aの前庭11.5m、向かいの前庭7.5m、計31.5mもある。あるいは、住宅Aの後庭30m、対向する後庭18.75m、計48.75mである。

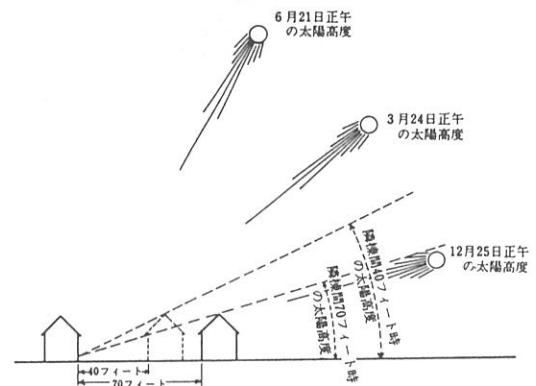


図5 「チューダー・ウォルターズ報告書」の図解（文7)p.39)

以上から宅地について（我が国では主として南庭と北側道路斜線によって南北隣棟間隔が規定されるが）、前庭の奥行きが重要な意味をもつことが解される。

同時に、第6として道路幅員と道路の断面形状もあわせて検討しなければならない。

図6の「70フィート則」による道路断面では歩道幅約2mとなっているが、WORRIN ROADのそれは、歩道1.6m、緑樹帯1.65m、計3.25mとゆったりとしている。また、緑樹帯や前庭・後庭のあちこちに、開発時に残された巨木が、「保存樹」に指定され、道路も含めて緑の多い環境を形成している。ちなみに現行の英國における道路基準では、4段階の道路種別の中で、建物や土地に直接接するAccess Roadの歩道幅員は1.8~4.5mである⁶⁾。

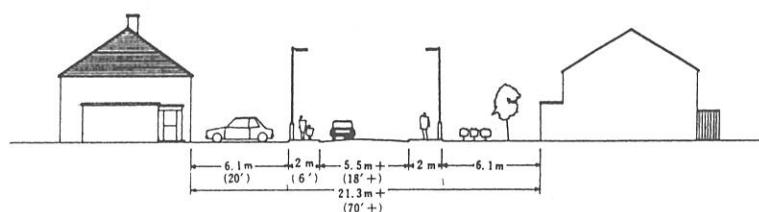


図6 「70フィート則」の説明図（文7)p.40)

これらは1963年のブキャナン・レポート“Traffic in Town”での基本的な方針、「自動車交通は住民の生活環境を侵さない範囲で許容され、区域内では歩行者交通がより重視される⁷⁾」ことに基づいている。

こうした計画理論に裏づけられた居住地においては、居住者の買物等での自家用車と郵便車、ゴミ収集車、ミルクマンの車以外に通過自動車交通はほとんどない。歩行者は緑樹におおわれた道路の延びと左右の住宅の前庭の広がり、その中を宅地を区画する生垣、各戸で工夫された前庭——1、2台の駐車スペースと花壇、そして個性的な作品である玄関扉とその脇のペイウンドウ——をながめながら通過していく。ことにペイウンドウは住宅の顔、ポイントである。窓ガラスの向こうには生花が置かれたり、クリスマスの飾りが吊していたり、と前庭の向こうのショーウィンドウである。この前庭と玄関まわりはまさに住宅の「オモテ」であって、通りからは見えないが、建物の向こうに「ウラ」の空間が存在することを予感させる。

4. 住宅の配置図

住宅Aの配置図（図7参照）によると、この宅地は間口8m、奥行55m、敷地面積440m²（約133坪）で、周辺では最も小さい。前面道路から玄関までは11.5m、この前庭の長さはどの家もほぼ同じで、道路に沿って住宅の壁面線が揃っている。周辺の多くの家は生垣で囲われて、花壇半分ほどとレンガ敷きのもっぱら駐車用に使われるオープンスペースとで構成されている。どの家にも表庭に面して車庫があるが、大きな扉は年中閉められたまま、大きな倉庫として活用されている。この宅地は大きな木製扉と隣家とはわずかな花木で境され、前庭の大半はアスファルト舗装の広いパーキングスペースになっている。

細長い後庭は大略、4つのスペースで構成されている。住宅から続く鉄平石敷きの狭いテラス、芝庭、家庭菜園それに最も奥まったところの作業道具庫（2.2m×1.6m）である。後庭が背中合わせになる辺りは、鬱蒼とした大木の自然林に覆われていてリスの棲家になっている。また春から秋にかけて林の高い所から一日中、クロウタドリがコロラチューラ・ソプラノを聞かせてくれる。南隣りとは3mほどの高い板塀と草木で、北隣りとは1m位の低木とつる草で区切られている。両隣りとも家庭菜園を除くと、後庭の構成パターンはほぼ同じである。境界近くには、極めて多様な草花が植えられ四季を彩る。芝庭の真中の柳に似た大木と家の壁とに一本のロープがつながれている。洗濯物干しだ。

前庭と後庭とは、サービス通路とガレージを通して連絡しているが、北側は住宅壁面が敷地境界いっぱいを占めている。セミデタッチの場合には当然であるが、デタッチでも壁面の一方が隣地境界に接していて、前庭と後庭とは一ヶ所だけの狭い隙間で連なっている例が多い（図1参照）。このため表の通りからは、手入れの行き届いた後庭の様子を伺うことはできない。

5. 住宅Aの概要

レンガ造、スレート瓦葺、2階建。暖炉とセントラルヒーティング、浴室の温水ボイラーはガス熱源、コンロは電気による。1階床面積74m²、2階62m²、延床面積136m²（41坪）のこの家は英國での持家平均床面積（1988年）109m²より大きい⁸⁾（図8参照）。英國の不動産廣告では“Three bed detached house”，日本流には「戸建3LDK」である。外壁のレンガの色の違い、電気配線の特異さ、2階の子ども寝室の通り抜けなどから、後庭につながる西側の1、2階の居室一室と一つの子ども部屋は増築によるもので、元は「2LDK」、増築前の延床面

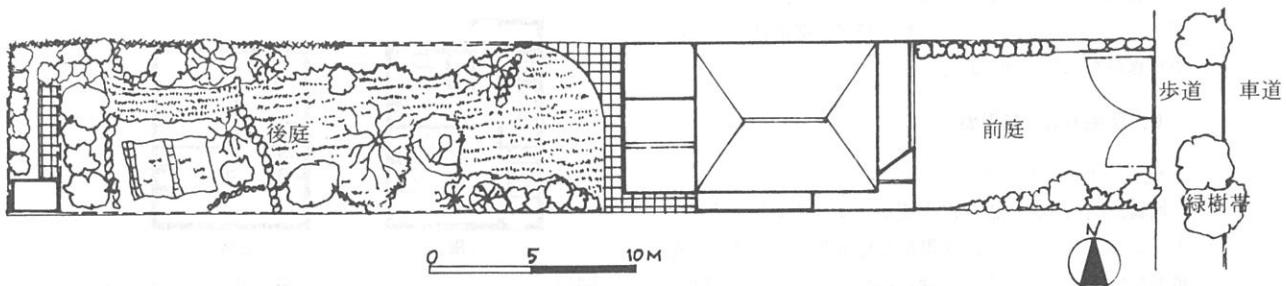


図7 住宅Aの配置図

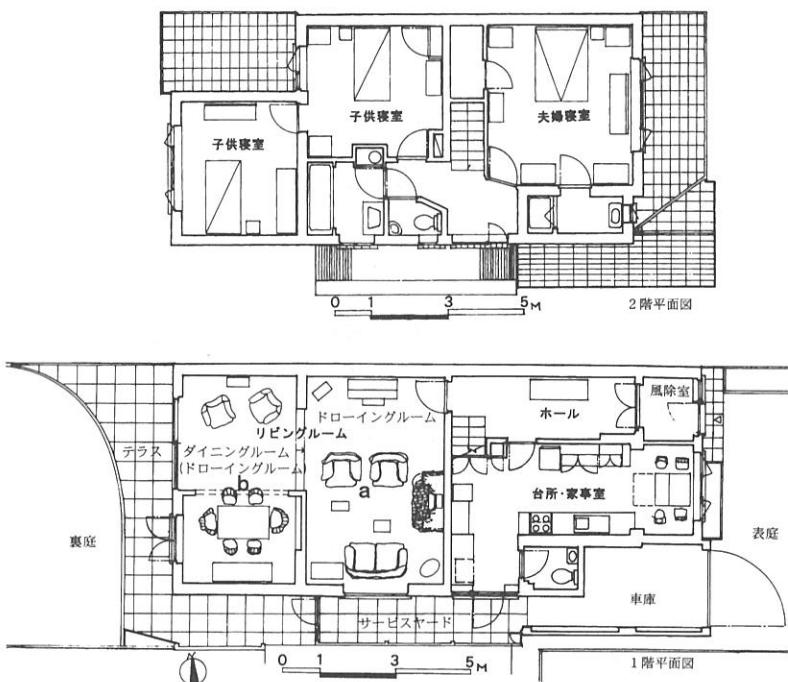


図8 住宅A 1階・2階平面図

積は105m²である。

2階の寝室群の構成は13畳大のシャワー室付きの夫婦寝室と7畳半ほどの子ども寝室2室に浴室・洗面所と便所とである。ただ元来の子ども寝室は増築によるもう一つの寝室への通り抜けという非常識な平面形になっている。そもそも“全ての英國における部屋に共通する根本的な特質は、‘部屋間を連絡する扉がないこと’で、これがヨーロッパ大陸でのそれとの最大の相違である。このことは部屋へのアクセスは唯一通路またはホールからであることを意味する⁹⁾。”ことからも無理な増築の結果であると判断しうる。

家具はいずれも可動で、寝室にはベッド、ドレッシングテーブルとワードローブの類に椅子、壁には小さな絵や写真がたくさん飾られている。

6. 住宅Aの1階平面

6.1. オモテとウラ

増築以前の1階平面は、玄関ホールとダイニングキッチンにリビングルーム、2階に2寝室という一見何の変哲もないプランのように見受けられる。しかし、1階の諸室構成は、2部屋構成とする次に示す平面タイプとも

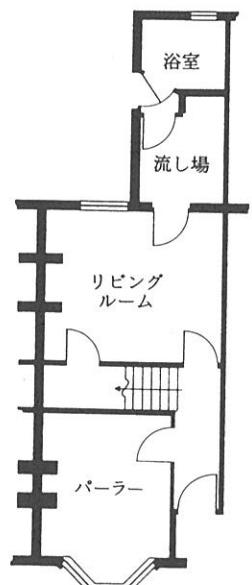


図9 今世紀初頭の分譲建壳りテラスハウスの住宅
プランのひとつ(文6)
下, p.120)

異なる。図9は、今世紀初頭の分譲建壳り，“トゥーアップトゥーダウン（上下階各2部屋のテラスハウス）”，図10は1918年にチューダーウォルターズ委員会報告書の中で示された住宅平面型、図11は、1935年にニューアイデアホームステックス社による分譲住宅の平面である。

決定的で、唯一注目すべき差異は、住宅Aにおいて家事空間が住宅へのアプローチ側・「オモテ」に位置していることにある。“イギリスの住居に関する歴史的研究により、産業革命以後続いてきた住空間の型……は……パーラーかウイズドローイングルームを表玄関に近接して持ち、その後方にリビングルームや台所を持っていた。

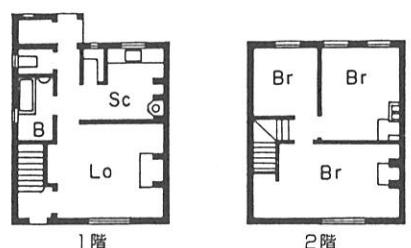


図10 「チューダーウォルターズ報告書」で示された住
宅プランのひとつ (文4) p.142)



図11 分譲セミデタッチハウスの一例（1935年）
左1階、右2階平面図（文6）下、p.179）

……住宅の床面積の大小に関係なく、空間構成は同じパターンに則っていた¹⁰⁾。”つまり、英國の住宅の平面計画は明確に「オモテ」と「ウラ」という原理によって支えられていることを著者R.J. Lawrenceは強調している。

住宅Aの敷地の間口があまりに狭いため、パーラーあるいはドローアイングルーム（または、ダイニングルーム）をオモテに配することができず、やむなく本来ウラに位置すべき台所・家事・家族の食事をオモテに配したと考えられる。このため、この住宅のオモテには、暖炉は無論ペイウインドウも設けられていない。“居住者はときどき「この家は表裏逆だ」とか「あべこべにするべきだったのに」ともらしていた¹¹⁾”という文章がそのまま当てはまる。

6.2.2 つの居間的空間

1階平面で問題となるもう一つの課題は、増築後の2つの居間的空間（aとbと記す、1階平面図参照）それぞれと相互の関連についてである。

まず、この家で最も広い14畳ほどの部屋aについてである。この部屋の東側壁面の中央にレンガ造の巨大とも思える暖炉が座っていて、これと関連づけてソファーが配されている。この部屋の名称は、今日一般的な用語となっているリビングルームとするのが一見当たっているように思えるが、前報（その2）で考察したごとくリビングルームではない。当時の投機的住宅において、広々としたリビングルームの設計に対して“家族にとって最も大切な持ち物を飾ったり、威厳を正す改まった時に使

えるような「最もよい部屋」が必要なこと、つまりパーラーが不可欠である¹²⁾。”という指摘や当時のリビングルームは食事機能が付加されていたという点などから、増築前のこの部屋aの呼称として「リビングルーム」は採用できない。また「パーラー」という呼称も前報での考察の結論からは適用できない。すなわち、「parlour」という呼称は英國での住宅室名としては、歴史的に必ずしも確立され、認知された固有な用語でなく……drawing roomを当てるのが妥当である。」こと、そして“drawing roomは住宅で最も重要な部屋であるから、日照・眺望の面から最も良い位置を占めるべきで、……芝庭・花壇に通じるテラスへも出入り出来ねばならない¹³⁾。”つまり、増築前のこの部屋aはダイニングルームを欠いているが、庭に面し床面からの開口を持つ、「ドローアイングルーム」であった。

次に増築された部屋bについてである。

部屋aとは半分壁で区切られ、庭に面して二段下がった12畳ほどの部屋であるが、レンガのアーチによってさらに南北に二分された雰囲気を醸し出している。アーチの南側の奥まった空間には、上部に棚のついた大きなサイドボードと、伸縮でき伸びるとゆうに2mを越し、6人がゆったりと座れる立派な木製の食卓が置かれている。腰壁がある窓は壁が厚いことから、奥行きの深い窓台と一緒にになってあたかもベイウンドウのように感じられる。つまり、この奥まった空間は正餐のためのダイニングルームを想定した暖炉のない「疑似ダイニングルーム」である。

もう一方の手前の空間には2脚のソファーとテーブル、庭へは床面からの引違いアルミサッシュ窓で通じる。

この空間はディナーの後に婦人方がたまる「ドローアイングルーム」をイメージしてしつらえられた空間であることは明白である。レンガ造のアーチには、ダイニングルームとこれとセットになるべきドローアイングルームの2つの空間に分割することを意図して導入された、重要な意味が付与されているとみることができる。しかし、これはあくまでもイメージとしてあって、この2つの室名を当てることはできない。空間の狭さの他に8節にみるごとく英國における「居室」のルールに違反しているからである。

幾度か英國人夫婦を夕食会に招待した。食卓を伸ばすと、この両空間=部屋b全体でダイニングルームとなる。6人掛けのテーブルが中流住宅におけるダイニングルームの必要条件であることからも、この部屋の大きさは

「ダイニングルーム」にふさわしい。

夕食後の前後には、部屋aはダイニングルームとの関連としてのドローアイングルームの役割を果たすことになった。

以上から、増築以前の部屋aは「ドローアイングルーム」と呼称できたが、増築後の今日、部屋a、bの呼称は次の3通りが考えられる。①ドローアイングルーム(a)とダイニングルーム(b) ②ドローアイングルーム又はパーラー(a)とドローアイング・スペース+ダイニング・スペース(b) ③リビングルーム(a+b)である。

(増築年代が不明であるが) 増築後の平面については、a、bは共に「部屋」でなく、(必ずしも強くはない分割による)a、bを合わせた一つの部屋の中の用途空間であって、aは家族の多様な一体的共同空間、bは食事機能空間であるとみるのが妥当である。そしてこの住宅建設当時の住宅計画理論を適用すれば、a空間とb空間が一体となって、「リビングルーム」と呼称されたであろう。

7. 住宅Bの1階平面

宅地の間口が狭すぎたため、戸建てでありながら“オモテとウラが逆”的平面型となった住宅Aに対し、北隣りのセミデタッチトハウスである住宅Bは、建設当時においても、また今日、一般に容認されている中流住宅平面の典型とみることができる。(図12参照)

“THE ENGLISH HOUSE”や“THE NAME OF THE ROOM”で記述された“ほぼ統一された英国の中流住宅”的平面を要約すると次のようにある。

まず玄関ホールに階段を設け、来訪者が玄関越しに中を見透しにくくする。これも大切な設計ポイントだ。次いで玄関脇にダイニングルームが配される。この部屋のオモテにペイウインドウを設けるのが公式のやり方で、レースのカーテンで覆い、クリスマスシーズンには、電球のついた小さなツリーをきらきら光る飾りを吊し、表通りの通りすがりにそれと分かる。暖炉(今日ではガス焚きだが)も必須の付帯要素だ。ドローアイングルームは、

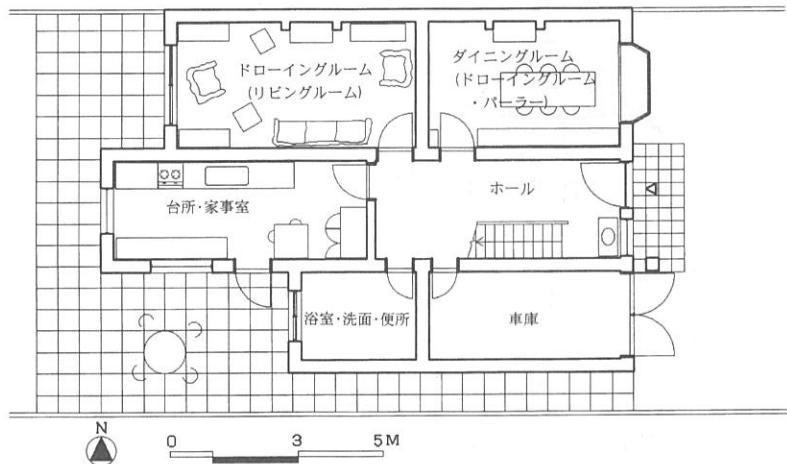


図12 住宅B 1階平面図

台所・家事室と同様、裏庭に面する。2階は寝室群である。

この要約が住宅Bにはそのまま適用できる。気軽な用件で伺った折りには、半開きの玄関ドア越しに用件を伝えると“カミン”と同時にドアが全開され、ドローアイングルームに通されるのが常であった。しかし、夕食会に招かれたおりにはついぞドローアイングルームに入ることはなかった。ドローアイングルームは家族団欒のための部屋であって、正餐時の来客の待ちや食事後の談話室としては利用されない。ダイニングルームに通されるまでの一刻は、何と台所・家事室を通じて後庭側に設けられたテラスのテーブルについた。この屋外のテラス空間が、

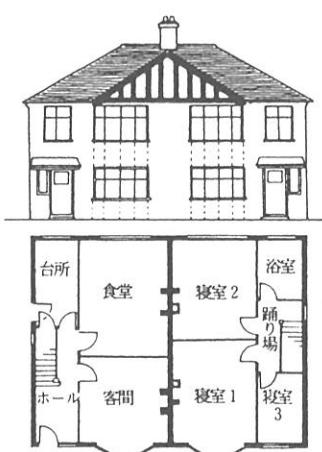


図13 分譲セミデタッチトハウスの一例 (1935年)
左1階、右2階平面図 (文6)下, p.179

(本来の) ダイニングルームとセットになったドローイングルームの代役を果たしている。こうした使い方からは、「ドローイングルーム」は、今日的には食事機能を除いた「リビングルーム」あるいは「ファミリールーム」と呼称した方が適切かもしれない。

図13は、1935年にある投機的不動産会社によって売りに出された分譲住宅、セミデタッチトハウスの平面図である。この住宅Bのそれと酷似している。

8.まとめ

例示したいくつかの平面図を含め、英国の住宅には、いくつかの確立された特質が見い出せる。それは、当然であるが、人々の住生活のあり様を投影した、住生活と住宅との相互関係におけるルール、法則性ともいえるものである。

そもそも“部屋とは、隔離されたプライバシー確保のための砦である¹⁴⁾”ことの具現化として、区画された部屋とその出入口・ドアに関する特質をいくつか挙げることができる。まず第1点は、前述したが、部屋どうしをつなぐドアは設けられないこと、したがって部屋へのアクセスは唯一、廊下またはホールからとなることである。まさに他から隔離された“鳥籠”である。第2に化粧室や食器洗い室などが付属する場合を除いて、通常開口部(窓やドア)のない壁面が2面あることである¹⁵⁾。これらは、ふすまや障子などの可動間仕切で壁面を構成する我が国のそれとは決定的に異なる。開口部ごとに窓の機能には、通風、採光、内からの眺望そして建物の外観を飾ることなどにあるが、決定的に異なるのは、通風に関してである。

第3に、ドアの開閉方向と位置についてである。英国の住宅との彼我の違いを、英国の玄関ドアは内開きであり我が国では外開きが多い、と指摘するものは多い。しかし、玄関ドアに限らず、ほとんどすべてのドアは居室側への内開きである（これは住宅に限らない）。

さらにドアの位置は、決して部屋の中央部分に直結する位置ではなく、端部に設けられる。こうした点は住宅A、Bにも当てはまる。しかし、本来その開放方向は居室の壁側であって、半開きの段階では室内を見渡せないのが原則で、部屋に居る主人公にとって、入室者への心構えが出来るようにとの配慮からである¹⁶⁾。このことは私たちには全く逆に思われる。ドアは部屋の中央部へ向かって開かれ、スムーズに早くそこに達することができる方が合理的だと思うからで、この方式にしか慣れて

いない。例示した2つの住宅においても、ドアは部屋の壁側ではなく中央方向へ開かれる。

部屋に関する以上の特質の次に指摘されるのは、明確な「オモテ」と「ウラ」という概念での平面構成についてである。これは1階平面だけなく、外部空間である宅地全体とさらには前面道路とも関連している。このオモテ・ウラ概念は我が国の伝統的な農家についても指摘されてきた。かつてウラを構成した寝室（ネドコ）が、戦後2階に配されるようになり、この時点では英國の住宅と類比出来るようになった。しかし決定的に異なるのは、我が国では、家族のための調理・家事・食事空間をウラに配してきたが、それはウラ=北側である点にある。英國にあっては（前面道路軸の方位によっては必ずしもそうはならないが）ウラは、北側を意味せず、むしろ南側に位置する。

緯度の差異、したがって日照条件が我が国における「北面」をいかに回避し、「南面」を絶対視してきたかを改めて強く印象づける。しかし近年、家事・食事空間を南面化させ、客間（和室、続き間座敷）さらには玄関を北側に配する住宅平面も少なくない。前面道路や外部空間の条件を除くと、図面だけからは英國のそれと大差ない形となってきた。

しかし、もう一つ注目すべき基本的相異点は、我が国では北庭を回避し設けてこなかったことにある。ことに農作業を優先させた農家においては、南庭を最大限広く確保するために、建物と北側境界線との間隙を狭小にしてきた。英國の中流独立住宅におけるオモテ・ウラ概念においては、全く異質な（前面道路と）前庭および後庭という2つの外部空間と対応させることによって、“プライバシーと快適さ¹⁷⁾”に満ちた、あるいは住生活における「ウチ」と「ソト」とを整合させる住宅の平面構成をつくり出してきた点にある。

第3は、居室個々が独自な機能・用途を果たしつつ、かつ相互に強い関係性の中に明瞭に位置づけられている点である。裏返せば、我が国の今日の和室にみるごとき多目的機能室やあるいはフレキシビリティといった概念を拒絶しているように見受けられる。この居室に関する個と関係性が大多数の中流階層の住生活意識・住様式に支持されているが故に、いわば画一的とさえみえる住宅の平面構成が成り立っているのであろう。

我が国でのかつての四つ間取り農家における4つの居室について、それぞれが固有の意味・機能を有し、かつ機能の組み合わせによって、その平面構成が原理づけら

れていることを持田照夫氏は指摘した¹⁸⁾。しかし、これ以降の我が国における中流住宅の構成には原理的なものは見い出せない状況にあるといえる。

最後に、では英國における今日の中流独立住宅の平面を型として成立させた背景は何に求められるであろうか。既にみたように、上流階級のマナーハウスが“モデルとして存在していた”こと。そしてこれへの“あこがれ”、“社会的伝播の原理¹⁹⁾”にあったとする指摘は表面的には当たっていると思考する。

それはあたかも我が国における武家住宅と明治以降の中流農家住宅との関係に似ている。しかし今日、我が国においては、“モデル”が見当たらない。鈴木成文氏は、我が国の「住宅の変容を促す力」は、文化・持続の力と住居を変容させる力——ひとつは外からの影響と内からの要求による社会的な変容の力、もう一つは計画・人為的な改変の力によるとしている²⁰⁾。

これまでの考察から、英國におけるそれは前報で論じた「個の尊重」の保障、共有にあると考えられる。

このことは、住宅平面構成を外部空間との関係性とで考察することを通してより一層明瞭になった。そして、住宅を構成する各部屋とそれらの関係性のあり方、さらに住宅全体、庭園も含めた敷地内、近隣空間は社会全体にかかる「個の尊重」を保障する装置であるとみるとがきよう。

付言すれば、「個の尊重」の保障、共有にかかる社会的な現段階の力が、住宅の平面構成を統一的に形成していく、「個の尊重」のあり方に変化が生じると、個々の部屋やその平面構成は変容してゆくのであろう。

参考文献

- 文1) Hermann Muthesius「The English House」 BSP PROFESSIONAL BOOKS, 1990.
- 文2) イーフー・トゥアン「個人空間の誕生」 せりか書房, 1993年.
- 文3) Tony Rivers ほか「THE NAME OF THE ROOM」 BBC Books, 1992.
- 文4) Roderick J. Lawrence著、鈴木成文監訳「ヨーロッパの住居計画理論」 丸善、平成4年.
- 文5) M.W. Barley 「The House and Home」 Studio Vista London, 1971.
- 文6) Anthony Quiney著、花里俊廣訳「ハウスの歴史・ホームの物語」(上)(下) 住まいの図書館出版局, 1995.
- 文7) 西村一朗「いい家みつけた ロンドン借家住まい日誌」 昌文社, 1986.
- 文8) 彰国社編「都市空間の計画技法」 昭和52年.
- 文9) 都市計画教育研究会編「都市計画教科書」 彰国社, 1991.

注

- 1) 河野他「英國の住宅政策と住宅実態 英国の住宅に関する研究—1」久留米工業大学研究報告No19, 1995, 表6.
- 2) 文1)p.74.
- 3) 文7)p.39.
- 4) 文7)p.40. 「70フィート則」は「1973年にエセックス州で変更されるまでの公的基準であった」
- 5) 文1)pp.85~86. drawing room や dining room への日当たりと、そこからの庭の見晴は南の方向と北の方向で矛盾する.
- 6) 文8)p.41.
- 7) 文9)p.46.
- 8) 住宅A・Bは、居住地及び住宅規模評価による住民税(Council Tax)ランク(A~H)では上から3番目のFであった(1993年).
- 9) 文1)p.79.
- 10) 文4)p.95.
- 11) 文4)p.112.
- 12) 文6)下, p.125.
- 13) 文1)p.85.
- 14) 文1)p.79.
- 15) 文1)p.79.
- 16) 文1)p.79.
- 17) 文3)p.12.
- 18) 持田照夫「併態論」学芸出版社, 1986, p.193.
- 19) 文4)p.24.
- 20) 建築雑誌、日本建築学会、Vol.110 No1371, 1995年4月, pp.50-51.